

MEC 光専用ルーターレンタルサービスに係る利用約款

平成 29 年 4 月 25 日
エキサイト株式会社

第 1 条（総則）

1. 当社は、当社が別に定める excite MEC 光契約約款（以下「MEC 光約款」といいます。）に基づき、この「MEC 光専用ルーターレンタルサービスに係る利用約款」（以下「本約款」といいます。）を定め、excite MEC 光に関する付随サービスとして MEC 光専用ルーターレンタルサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 本約款は、ユーザーが本サービスを利用する場合についての、一切の關係に適用されます。
3. 本約款の規定が、MEC 光約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、MEC 光約款の規定が本約款の規定に優先して適用されるものとします。
4. 当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は変更後の約款によります。

第 2 条（用語）

1. 本約款で使用する用語の意味は、本約款で別段の定めがない限り、MEC 光約款で使用する用語の意味に従います。
2. 以下の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。
 - (1) 「MEC 光専用ルーター」とは、当社が本約款に基づきレンタルする機器を意味します。
 - (2) 「提供元」とは、当社が本サービスを提供するにあたり MEC 光専用ルーターの製造、保守を行う事業者を意味します。

第 3 条（レンタル契約の単位）

1. 当社は、excite MEC 光契約ごとに 1 の本サービスに係る利用契約を締結します。

第 4 条（本サービスに係る利用契約）

1. 本サービスは、MEC 光約款及び本約款を承諾のうえ、MEC 光約款第 11 条（申込）に定める方法にて excite MEC 光の申込を完了した時点で本サービスの申込があったものとみなします。
2. 当社は、前項に規定する利用申込があったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
3. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。

(1) 当社が、MEC 光約款第 12 条（申込の承諾等）に定める事由により excite MEC 光申込を承諾しなかったとき。

(2) その他、当社の裁量により不承諾であると判断したとき。

4. MEC 光専用ルータの貸与は、以下に定める方法にて行います。

(1) excite MEC 光工事日当日までに設置場所へ MEC 光専用ルータを提供元事業者の定める方法にて配送する方法。

(2) その他、当社が別途事前に契約者に告知する方法。

第 5 条（譲渡）

1. 端末設備を提供している excite MEC 光契約に係る利用権の譲渡があった場合は、その利用権を譲り受ける者に、本サービスを利用する権利も譲渡されることとします。この場合において、譲受人は、契約者が本約款に基づき有していた一切の権利及び義務を承継します。

第 6 条（契約者による本サービスに係る利用契約の解約）

1. 契約者は、本サービスに係る利用契約を単独で解約することはできません。本サービスに係る利用契約は、契約者が excite MEC 光契約を解約する場合に、同時に解約されます。

第 7 条（当社が行う本サービスに係る利用契約の解約等）

1. 当社は、下記の事由に該当するときは、本サービスに係る利用契約を直ちに解約することができます。

(1) MEC 光契約において契約の解約があったとき。

2. 当社は、前項の規定により、本サービスに係る利用契約を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

3. 当社は、契約者が本約款又は MEC 光約款に違反した場合、契約者に対し何ら債務不履行責任を負うことなく excite MEC 光契約に係る利用契約を解除することができます。

第 8 条（料金の支払義務）

1. 契約者は、その利用契約に基づいて当社から MEC 光専用ルータの貸与を受けたときは、本約款別紙に規定する料金を支払うものとします。

2. 料金の計算方法、料金の支払方法、延滞利息及びその他料金の取扱いについては MEC 光約款の規定を準用します。

第 9 条（切分責任）

1. 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社により貸与される MEC 光専用ルータに接続されている場合であって、当社により貸与される MEC 光専用ルータを利用する

ことができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に MEC 光専用ルータの交換の請求を行うものとします。

2. 当社は、契約者の請求により、MEC 光専用ルータの交換を提供元に依頼します。当社又は当社を介して提供元は返却された端末設備の疎通試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3. 当社は、当社又は提供元が前項の試験により貸与された MEC 光専用ルータの故障が契約者の責めに帰すべき事由による毀損と判定した場合、契約者にその交換費用として、本約款別紙に規定する MEC 光専用ルータ有償交換料を請求します。また、契約者の責めに帰すべからざる事由による故障と判定した場合、無償にて交換します。

第 10 条（利用に係る義務）

1. 契約者は、次のことを守るものとします。

（1）契約者は、excite MEC 光工事日を含む 7 日以内又は MEC 光専用ルータの到着日を含む 7 日以内のいずれか早い日までに、当社が貸与する MEC 光専用ルータが正常に動作することを確認し、初期不良、配送中の破損、損壊がないことを確認すること。

（2）当社が貸与する MEC 光専用ルータを持ち出し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

（3）当社が貸与する MEC 光専用ルータを改造又は改変等し、通信の伝送交換又は excite MEC 光の品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。

（4）当社及び提供元が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が貸与する MEC 光専用ルータに他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

（5）MEC 光専用ルータを第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。

（5）当社が貸与する MEC 光専用ルータを善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。

（6）端末設備に故障、滅失又は毀損などが生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。

2. 契約者は、自己の責めに帰すべき事由による毀損等に起因して当社が貸与する MEC 光専用ルータを亡失し、又は毀損したときは、直ちに、その旨を当社に通知し、本約款別紙に規定する MEC 光専用ルータ有償交換料を支払うものとします。

第 11 条（MEC 光専用ルータの返却等）

1. 第 6 条（契約者による本サービスに係る利用契約の解約）又は第 7 条（当社が行う本サービスに係る利用契約の解約等）の規定により本サービスに係る利用契約が解約となっ

たときは、契約者は、MEC 光専用ルータを原状に復したうえで、当社が指定する方法及び期限までに当社が指定する場所に送付することにより返却するものとします。

2. 前項で定める期限までに MEC 光専用ルータが返却されない場合、契約者は当社に対し、本約款別紙に規定する MEC 光専用ルータ損害金を支払うものとします。

第 12 条（その他）

1. 本約款に定めのない事項は、MEC 光約款の規定を準用します。

平成 29 年 4 月 25 日制定

別紙

(MEC 光専用ルータの月額利用料金)

区分	単位	料金 (税抜)
MEC 光専用ルータ	1 装置ごと	300 円

(MEC 光専用ルータの有償交換料金)

区分	単位	料金 (税抜)
MEC 光専用ルータ有償交換料	1 装置ごと	15,000 円

(MEC 光専用ルータの未返却料金)

区分	単位	料金 (税抜)
MEC 光専用ルータ損害金	1 装置ごと	15,000 円